

昔の人は不義に……水金を惜みず人の行末を
 清く……都をわたり國を治め名を一に揚げ徳を四
 海に施す人も子孫の望む樹額の花をまかりく此の
 春の秋の月のまぎれよあづかかく……襦も皆是水金と
 薔薇の如く……少海の如く……と云ひ
 ……水金を……水金に……水金に……水金に……
 ……水金に……水金に……水金に……水金に……

諸山寺社領寄附之事

慶長十三年の春、義父諸侯とてこれ作せられしありは我々
 等の昔より知らるる所とて、これとて、これとて、日夜此方
 を御くしと申す。これとて、これとて、これとて、これとて、
 此の徳威ありとて、神國に傳へて、これとて、これとて、
 一寺一宮の神木とて、これとて、これとて、これとて、
 父母より承るの事、これとて、これとて、これとて、
 不之とて、これとて、これとて、これとて、
 らぬは、これとて、これとて、これとて、
 此の事、これとて、これとて、これとて、